

令和7年11月6日受付 肝付町議会事務局 第417号	議長	局長	次長	係
	電子	電子	電子	電子

## 議会運営委員会会議録

1. 日 時 令和7年10月31日（金）全員協議会終了後  
午後3時00分開議～午後3時10分散会
2. 場 所 第1委員室
3. 出席委員 宮後・前原・松元・吉原・田中・富永・柳・（有留）
4. 事務局職員 西迫 小野原
5. 説 明 員 なし
6. 参 考 人 なし
7. 会議に付した事件

（1）肝付町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

既に全員協議会の中で改正案の内容については確認頂いたところですが、議会運営委員会からの提出議案として処理頂きたい旨議長から提案があった。

協議結果：提案のあった条例改正案を、発委として、議会運営委員長から議案提出することを全会一致で決定した。

（2）臨時会招集請求について

肝付町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については、減額改正となるため基準日となる12月1日以前の改正が必要であり、臨時会での対応が求められること。

臨時会の開催請求については、議員定数の1/4以上の者の請求又は、議長が請求する場合、議会運営委員会の議決を経なければならないとなっており、今回は後者の手法にて請求したいため協議頂きたいこと。

町は、招集請求を受けた後20日以内に臨時会を開催しなければならないため、予め実行部との日程調整により予定日と設定した11月25日から逆算して、11月6日付けで請求を行う予定である旨議長からの説明と提案があった。

協議結果：全会一致で提案どおりの臨時会招集請求について議決した。

4. その他

次回開催を11月25日臨時会終了後とし、反問権に関する協議を行うことを確認した

議会運営委員会委員長 宮後 竜一

議長	局長	次長	係
電子	電子	電子	電子

## 議会運営委員会会議録

1. 日 時 令和7年11月14日（金）午後1時00分開議～午後3時00分散会  
 2. 場 所 第1委員室  
 3. 出席委員 宮後・前原・松元・吉原・田中・柳・（有留） 欠席：富永  
 4. 事務局職員 西迫  
 5. 説 明 員 なし  
 6. 参 考 人 なし  
 7. 会議に付した事件

（1）議場会議システム更新について \*13時30分から議場にてデモ実施

議長から、数年前から更新の検討を行っている議場の音響システムについて、9月定例会以降、議長席の音声が割れて聞き取りづらい状況があり、傍聴者からの指摘や、ユーチューブ視聴に支障があるとの報告を受けて、現行機器メーカーに修理の依頼を行ったところ、機器が古すぎて部品がなく修理は難しいことに加えて、音割れの原因はどれか一つの機器の不具合が原因ではなく、機器及び配線等全体の劣化によるものと考えられ、突然使用不能となる可能性も示され、早急な更新を進められた旨報告があった。

令和8年度当初予算での議場システム更新費用の計上を目指して、参考見積もりの提出を頂いたが、早急な対応が望ましいことに加えて、利用可能な補助等が見当たらない中で、有利な起債事業での事業実施には、令和7年度予算での実施が求められることも考慮して、12月補正予算での計上を行いたい旨説明があった。

議長からの提案を受けて、議場会議システムの更新の必要性について委員の意見を伺ったところ、過去に協議した映像配信機能付き会議システムより大幅に安価な内容となっており、必要最小限の更新であることを確認し、全会一致で早急な機器更新が必要であることを確認し、12月補正予算への計上を承認した。また、鹿屋通信サービス及びTOA株式会社による議場でのデモンストレーションを受けて、参考見積もり内容に関して、ユニット機器数量の減、通常マイクからロングマイクへの変更、傍聴席スピーカーの増設、議員用ユニットへの投票機能の付加、投票結果や残時間等の表示用のスタンド付きモニターの追加を委員会での決定事項として再度見積もり提出頂くこととし、変更内容にて12月補正予算への計上を決定した。

なお、更新工事については、町内業者の活用を検討してほしいとの意見に加え、指名予定業者から予算計上用の参考見積もりや、設計用見積もりを徴集するのはコンプライアンス違反だと考えるが、肝付町においては日常的に行われている慣例があり課題である旨指摘があり、今後、一般

質問等で内容を質すとの方向性が確認された。

### （2）反問権について

現議員の任期が、来年4月いっぱいと残り少ない中で、反問権導入の可否について現議員で協議を行うことが適切であるか委員の意見を求めたところ、議長から、議会基本条例の19条に、「この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において、年1回検証するものとする。」との定めがあり、現議員による検討に問題はない旨意見が出されたが、改選後に新たな議員で協議を行い、その後の方向性を定めるほうが良いとの意見が多く、委員長判断として反問権の導入に関する議論は、改選後に行うものとして次の議会運営委員長に引き継ぐことと決定した。

### （3）陳情書等の取り扱いについて

#### ① 県産材の利用推進について要望書

【提出者】 鹿児島県木材利用推進運動協議会 会長 梶川 幸夫

一般財団法人鹿児島県林材協会連合会 会長 梶川 幸夫

【処理】 文書配布とすることを決定した。

なお、肝付町発注の工事において、町産材の利用促進に関する文言の記載があるか確認が必要との意見が出された。

#### ② 免許証の返納に関する陳情書

【提出者】 鹿屋市 [REDACTED]

【処理】 文書配布とすることを決定した。

なお、要望書趣旨の理解に苦しむ内容であるが、免許返納後も継続した行政支援やサービス提供が必要であるとの内容であると認識して処理を行った。

#### ③ 令和8年度税制改正に関する提言

【提出者】 公益財団法人 全国法人会総連合

【処理】 提言であり、文書配布でよいとの意見が出されたが、定例会前の議運で再度協議することとし、提言書の熟読を依頼した。

## 4. その他

### （1）[REDACTED]議会モニターからの意見書への対応について

大部分が私的な意見であり、回答すべき事項はほぼ無いとの共通認識であり、全議員への情報共有で良いと判断した。なお、情報共有の方法としては、議会運営委員長名でのチャットへの掲示とすることを決定した。

### （2）肝付町議会基本条例第11条第3項に基づく検討結果要求に対する報告について

議長から提出された検討結果要求への回答が提出されたことを委員会で確認した。

なお、議長から、検討結果への回答が「検討する。」となっており、質問後検討されていないことが伺える内容もあり、各議員において要求することが勧められた。

また、検討結果要求書及び回答書については、全議員が閲覧できるように事務局にてデータ保存してもらい、定例会前の全員協議会においてデータ保存先をお知らせする旨報告があった。

次回開催は、年間予定どおり11月28日（金）とすることを決定した。

議会運営委員会委員長 宮後 竜一



議長	局長	次長	係
電子	電子	電子	電子
令和7年12月5日受付			
肝付町議会事務局 第473号			

## 議会運営委員会会議録

1. 日 時 令和7年11月28日（金）午前10時00分開議～午前11時40分散会  
 2. 場 所 第1委員室  
 3. 出席委員 宮後・前原・富永・松元・吉原・田中・柳・（有留）  
 4. 事務局職員 西迫  
 5. 説 明 員 なし  
 6. 参 考 人 なし  
 7. 会議に付した事件  
 3. 協議（事件）  
 （1）議会運営について

### 第1号 12月定例会の会期日程について

12月5日（金）	本議会（初日）
12月11日（木）・12日（金）	本議会（中日）
12月19日（金）	本会議（最終日）

上記日程のとおり会期を15日間とし、いずれも午前10時開会と決定した。

### 第2号 一般質問の取り扱いについて

- 7人の議員から通告書の提出があり、
- 12月11日（木）に4名、12日（金）に3名実施することを決定。

なお、木村議員の通告については、現状・課題・意見等詳細の追記が必要と判断した。

また、柳議員の通告については、追記の申し出があった。

両名の通告内容の修正及び確認については、議長に一任した。

### 第3号 諸報告書の提出期限について

所管事務調査報告書、閉会中継続調査申出書の提出期限は、12月15日（月）の17時を締め切りとして事務局提案があったが、産業福祉委員長からの要望により、12月16日（火）の17時とした。

なお、提出期限に間に合わない場合は事務局と個別に相談してほしい旨伝えた。

### 第4号 常任委員会等の日程について

全員協議会	12月12日（金）	議会終了後～
総務・文教委員会	12月15日（月）	午前10時～

産業・福祉委員会 12月9日（火） 午前10時～

議会広報委員会 12月12日（金） 全協終了後～

上記日程で決定した。

なお、議会運営委員会日程については、委員長一任を受けた。

また、説明員の呼び出し等は、早めに事務局へ連絡を行うよう伝えた。

## 第5号 定例会付議事件について

初日の提出議題について

- ①同意第3号 副町長の選任については、農業振興課長は、当事者でありますので退場を求める。町長が提案理由を説明した後、質疑・討論・起立採決を行う。
- ②同意第4号 監査委員の選任については、町長・総務課長が説明した後、質疑・討論・起立採決を行う。
- ③議案第49号 肝付町議會議員及び肝付町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、町長・総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）が説明した後、質疑・討論・採決を行う。
- ④議案第50号から議案第54号の令和7年度各会計補正予算は、町長・各会計担当課長が説明した後、質疑・討論・起立採決を会計ごとに行う。

中日：7名による一般質問を行う。

最終日：議案は、中日に配付予定

- ①議案がある場合、説明を受けた後、質疑・討論・採決を1件ごとに行う。  
(予算関係の議案については、起立採決とする。)
- ②同意案件がある場合、説明を受けた後、質疑・討論・起立採決を1件ごとに行う。
- ③常任委員会、特別委員会に付託された事件で、委員長報告及び発議・発委がある場合、質疑・討論・採決を1件ごとに行う。
- ④閉会中の所管、所掌事務調査を議決する。
- ⑤議員派遣を議決する。

以上、事務局提案のとおり決定した。

## 第6号 陳情書等の取り扱いについて

- ①令和8年度税制改正に関する提言

【提出者】公益財団法人 全国法人会総連合

【処理】文書配布とすることを決定した。

- ②臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情

【提出者】一般社団法人 中国における臓器移植を考える会

【処理】（総務・文教委員会）へ付託することを決定した。

毎年受け付ける陳情であり、例年文書配布とされている旨事務局説明があったが、内容に賛同する委員が複数あり、対応が必要だと判断した。意見書の内容確認等作業が必要である旨確認して総務文教委員会への付託とした。

## 第7号 議員派遣について

### （1）県町村議會議長会理事会

- ①目的 県町村議會議長会理事会への出席
- ②場所 鹿児島市
- ③期間 令和8年1月20日
- ④議員 議長

### （2）県町村議會議長会主催議員研修会

- ①目的 県町村議會議長会主催研修会への出席
- ②場所 鹿児島市
- ③期間 令和8年1月20日
- ④議員 全議員

### （3）郡町村議會議長会定期総会

- ①目的 郡町村議會議長会定期総会への出席
- ②場所 鹿児島市
- ③期間 令和8年2月17日
- ④議員 議長

### （4）県町村議會議長会定期総会

- ①目的 県町村議會議長会定期総会への出席
- ②場所 鹿児島市
- ③期間 令和8年2月17日
- ④議員 議長

上記のとおり承認した。

なお、議長から、県町村議會議長会主催議員研修会翌日に研修を組んで泊で行くか日帰りとするか、また、泊の場合の研修先について、12月5日開催の全協で協議する旨報告があった。なお、議長は、県議長会役員研修会が1月21～22日で予定されており、参加できないとのことであった。

## 第8号 報告

- ・全員協議会（12月1日）での執行部からの説明については、以下の項目が予定されている旨事務局から報告を受け、内容を承認した。

- ①副町長の選任について
- ②監査委員の選任について
- ③肝付町議会議員及び肝付町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- ④令和7年度肝付町一般会計補正予算（第5号）関連 能代市災害見舞金について
- ⑤令和7年度肝付町立病院事業会計補正予算（第1号）関連 一般会計繰入金について

## 第9号 その他

### ・補正予算（議会費）について

吉原議員から、インターネットの配信に問題はなく更新の必要はない。住民生活に直結する事業に使ってほしいとの住民意見が紹介された。

富永議員からは、当局の答弁の聞き取りが難しい場合があり何とか対応してほしいとの意見があった。

議長から、大きな予算であり町民から不満の声があるのは理解できるが、過去の検討機器から必要最小限の内容に変更して検討しており、音が割れているのは事実である。

更新時期も大幅に過ぎていて、部品がなく修繕もできない状況があることを住民に周知し理解を求めてほしい旨各議員お願いが行われた。

委員会として、補正予算内容を承認した。

### ・議会コンサートについて

日時：12月12日（金）午後1時15分～

出演：高山小学校吹奏楽部

周知：振興会回覧（12月2日発送）にて配付予定

上記のとおり開催することを確認し、チラシには、一般質問通告タイトルを掲載することとし、内容については、議長に一任することを決定した。

### ・傍聴者との意見交換会について

日時：定例会最終日終了後

対象：全議員

上記のとおり決定した。

### ・執行部との親睦会（執行部主催）について

日時：12月19日（金）午後6時から

場所：食楽かんたろう

対象：全議員

議長から、執行部との懇親会を年1回にする話が過去の全員協議会で決定したことがあるか確認が行われ、富永議員から、過去、12月は、各課の忘年会等あることを理由として、年1回に変更したことを記憶しているとの情報提供があったが、今回は副町長退

任の件もあるためこれで良いと考えとの意見が出された。

結論として、全協で、過去に発言があったことは記憶している議員が複数いるが、年一回とする決定までおこなったかについては不明なままとなった。親睦会実施については、全委員確認した。

・福元副町長からの退任あいさつについて

議長から、例年定年等の課長から議会最終日に挨拶をもらっているので、副町長についても最終日の本会議終了後に議場で挨拶もらいたい旨提案があり全会一致で承認した。なお、花束等は渡さないとした。

・議会報告会について

議長から、2月に振興会長連絡協議会役員及び地区評議員会の開催予定があり、そこで実施を計画しており、先方へ打診が行ってあることと、議会報告会というより意見交換会として実施したい旨提案があった。

富永議員からは、次の機会に、振興会長連絡協議会で行う要望が出されたが、今年度の議会報告会計画について了承した。

議会運営委員会委員長 宮後 竜一



令和7年12月15日受付 肝付町議会事務局 第490号	議長	局長	次長	係
	電子	電子	電子	電子

## 議会運営委員会会議録

1. 日 時 令和7年12月11日（木）14時15分開議～14時25分散会
2. 場 所 第1委員室
3. 出席委員 宮後・前原・松元・吉原・田中・柳 欠席：富永・（有留）
4. 事務局職員 西迫
5. 説 明 員 なし
6. 参 考 人 なし
7. 会議に付した事件
8. 協議（事件）
  - (1) 閉会中の継続調査事項について
 

全会一致で「定例会・臨時会の会議日程及び議会の運営に関する事項」を閉会中の継続調査事項とすることを決定した。
  - (2) 12月12日の議会運営について
 

令和7年第4回肝付町議会定例会議事日程【令和7年12月12日(金)午前10時開議】

    1. 追加日程第1 会期中における仮議長の選任を副議長に委任する件
    2. 日程第1 一般質問

「会期中における仮議長の選任を副議長に委任する件」を追加日程第1とする件について、議長がインフルエンザにより欠席となったため、地方自治法第106条第1項の規定により副議長が議長の職務を行っていますが、副議長が一般質問を行う間、「議長・副議長ともに事故あるとき」に該当するため、仮議長の下で議事を進める必要のあることについて事務局から説明があり、地方自治法第106条第3項の規定により、議長の職務を行う副議長に仮議長の選任を委任する件を、12日（金）の議事日程に追加することを全会一致で承認した。
9. その他
  - (1) 第4回定例会の反省会について
 

12月19日（金）傍聴者との意見交換会終了後に開催することを決定した。
  - (2) 1月20日県議長会主催研修会翌日の研修について
 

鶴田県議を通じて1月21日午前中に県本課との意見交換会の実施を申込み中であるが、日時指定の申込みであり、先方の都合により実現が厳しい場合、日帰り研修とするか、議長から提案のあった鹿児島県防災研修センターへの視察を組んで宿泊研修とするか協議を行った結果、1泊2日の研修とすることを決定し閉会した。

議会運営委員会委員長 宮後 竜一



令和7年12月22日受付 肝付町議会事務局 第504号	議長	局長	次長	係
	電子	電子	電子	電子

## 議会運営委員会会議録

1. 日 時 令和7年12月19日（木）13時15分開議～14時05分散会
2. 場 所 第1委員室
3. 出席委員 宮後・前原・松元・吉原・富永・田中・柳・（有留）
4. 事務局職員 西迫
5. 説 明 員 なし
6. 参 考 人 なし
7. 会議に付した事件
8. 協 議（事件）
- （1）第4回定例会の反省会について
- 木村議員の一般質問中に、南日本新聞のひろば欄に掲載された記事の紹介で投稿者の個人名を紹介された件について懸念が示された。
  - 傍聴者から議員への声掛け事案や私語、拍手等マナー違反が気になったとの意見に対して、議事進行を行った副議長から、傍聴席からの声は聞こえなかったとの認識が示された。併せて、会議中の議員の姿勢や私語も気になる場面があるとの意見もあり、本日出された意見等については、議長から全員協議会において報告等問題提起を行う方針を決定した。
- （2）一般質問日程について
- 会期中の委員会活動充実のためにも、一般質問日程を初日か最終日に実施する検討が必要との共通認識を確認したが、変更には、申し合わせ内容の変更が必要であり、反問権に関する協議と併せて、選挙後の新体制での要協議事項として、議会運営委員会からの申し送り事項とすることを決定した。
  - 11日の一般質問に関して、質問終了後に議員から事務局長へ通告外指摘があった件への対応も含めて、改めて通告様式の変更について検討したい旨議長からの提案が行われたが、現状の通告書で十分であるとする意見が複数出され、議員からの通告外指摘の件についても、通告外として止める必要はないものであったとする意見が出された。また、通告後に執行部からの打合せ依頼が無かった議員もあり、執行部の姿勢に疑問も出された。最終的に、通告外判断については議長に一任するとの意見でまとまったが、通告様式の変更については結論が出なかった。
- （3）一般質問者等の水分補給について

- ・現在、一般質問者用と施政方針演説時の町長用として演台にガラスの水差しとコップを事務局が用意している。他の自治体においてはコロナ時の感染症対策としてペットボトルと紙コップに変更されているところが多いことを考慮して変更の提案があった。  
ペットボトルと紙コップへの変更について異論は無かったが、購入費用について、公務で使用するものであり公費での支出が妥当との意見と、飲み残しのペットボトルを議員が持ち帰る観点から、水を飲む議員は自費で用意すればよいとの意見と、議員積立から支出する意見が出され協議した結果、議員積立てで購入したペットボトル（500ml程度でラベルは剥がす。）と紙コップを一般質問者毎に準備すること、町長用については、執行部対応とすることを決定した。

#### (4) その他

##### ① [REDACTED] 議会モニター意見書

- ・内容全般が要望ではなく、モニターの個人的意見であることを考慮し、全議員への周知とする案が提案され、全会一致で決定した。

議会運営委員会委員長 宮後 竜一 